

令和2年第1回定例会環境生活委員会会議録

令和2年3月17日

午前10時

全員協議会室

出席者氏名

岡部 賢士 委員長	石嶋 照幸 副委員長
大野みどり 委員	櫻井 速人 委員
山崎 孝一 委員	椎塚 俊裕 委員
寺田 寿夫 委員	

執行部説明者

市長 中山 一生	市民生活部長 齊田 典祥
産業経済部長 宮川 崇	都市整備部長 宮本 孝一
市民窓口課長 石塚 幸代	税務課長 渡邊 正一
納税課長 中嶋 潔	コミュニティ推進課長 川崎 幸生
交通防犯課長 木村 博貴	商工観光課長 佐藤 昌一
農業政策課長 菅沼 秀之	農業委員会事務局長 八木下昭弘
環境対策課長 富塚 健二	企業立地推進課長 鈴木 聡
都市計画課長 清宮 恒之	道路整備課長 永井 悟
下水道課長 大貫 勝彦	都市施設課長 廣瀬 清司
環境対策課課長補佐 高 雅彦 (書記)	

事務局

係長 中島 史順

議題

令和2年請願第1号

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」

採択の請願書

議案第7号 龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第10号 龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び龍ヶ崎市駐

- 車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 龍ヶ崎市自転車等駐車場に係る指定管理者の指定に関する議決事件
の変更について
- 議案第13号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項
- 議案第15号 令和元年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 令和元年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第3号）
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市一般会
計補正予算（第6号）の所管事項）
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについ
て）
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについ
て）
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについ
て）
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについ
て）
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについ
て）
- 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについ
て）
- 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについ
て）

岡部委員長

皆さんおはようございます。委員の皆様申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで傍聴者に一言申し上げます。

会議中は静粛をお願いいたします。

それではただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日もご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第7号、議案第10号、議案第11号、議案第13号の所管事項、議案第15号、議案第17号、報告第1号の所管事項、報告第3号、報告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号、令和2年請願第1号の15案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

はじめに請願の審査に入ります。

令和2年請願第1号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書の審査についてです。

事務局に請願事項を朗読させます。

【事務局朗読】

岡部委員長

それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

山崎委員。

山崎委員

この請願に対して反対の立場から、意見を述べさせていただきたいと思います。

順序は変わりますが、まず、請願事項3番の最低賃金の引き上げとセットに中小企業の具体的な支援策を拡充することについてでございます。

まず、データとしまして、茨城県の企業数についてですが、これ若干増減があると思いますが、茨城県の全体の企業数におきましては約7万9,500件。内訳につきましては、大企業が99件。割合にして0.12%。中小企業は10,091件。全体の12.69%になっております。それとともに、小規模企業数につきましては、6万9,352件全体の87.19%の数字となっております。

龍ヶ崎市における企業数につきまして申し上げますと、龍ヶ崎市の企業全体では1,741件であり、大企業はたった2件でございます。全体の0.11%でございます。中小企業においては、241件。全体の13.84%でございます。特に小規模企業におきましては1,498件と全体の86.04%と推移しております。

茨城県と当市を比べた場合の企業数の割合でございますが、ほぼ同類の数字が見られます。特に一番多い小規模企業数が86%というような地域性をもっております。これはあくまでもデータでございます。

請願の内容によりまして、国の政策ですね、こちらは数多く出されていると思います。例えば、設備投資の融資や支援事業や運転資金の融資、さらには、人材支援の補助金など、拡充しております。これらの支援事業は、中小企業者は知らないのか、または知っていても、要は先行きの経済に対する不安があるのかなと思います。当市におきまして、商工会の融資相談件数もあまり来てないという状況でございます。

まず、私の考えるところによりますと、第一に地域経済を活性するためには、支援策を拡充してから、その後、経営が安定してから賃金を上げやすい環境につくりあげていくのが第一ではないかと私は考えてる次第であります。この請願によりますと、この2つ、つまり最低賃金の値上げと。拡充ですね。支援の拡充も同時にやるということは、少し私は無理があるのではないかと考えております。ですから、この2つをセットにして同時に、実施することは、私は反対でございます。

次に、請願事項2番についてでございます。

代表者からの補足があったように、最低賃金を時給1,500円に引き上げると。これ労働者からの視点で見ますと時給1,500円、理想的なことであると思いますが、その一方で中小企業の経営者、企業者の視点から見ると、茨城県の最低賃金849円ということですが、これ1.7倍の賃金。一気に賃金を値上げすることは中小企業者及び小規模企業者の経営基盤を揺るがしかねないと思います。時給1,500円に値上げした場合においては、まず企業存続のために実施する対策としましては、労働者、人件費のカットから始まり、労働者、事業者の解雇となり最悪の循環となります。労働者も事業者も路頭に迷うようなこととなりますので、やはり企業の経営者としては、してはならないことだと思います。多額の利益を生み出し、中小企業または従業員に還元しても、その経営者の力量と裁量で私は良いと思いますが、この時給1,500円の引き上げにすることは困難ではないかと考えておりますので、この請願に対して反対でございます。

次に、請願事項1番について、これは全国一律最低賃金を確立し地域間格差を縮小させる施策についての請願であります。一律最低賃金は849円、その中にはいろいろと問題が発生すると思います。現在は最低賃金で賃金が決まっているわけですが、まずは東京の例をあげますと最低賃金は1,013円です。全国で第1位の最低賃金であります。人の数も多く集まりまして、各企業間で競争が発生しまして、経済が活発するような状況です。すると、当然、何事も効率よく考え、経営が活発化いたします。すると、生産性も向上するし、金利は多くの利益を生み出すことができるわけです。それを労働者に還元されているから最低賃金が高いということであると私は思っております。また物価もそうでしょう。これは自然なことではないでしょうかと、私は考えております。

一方で地方の地域では、九州、四国の一部では最低賃金790円という賃金でございます。この格差については、最高賃金と最低賃金では223円の開きがあるわけですが、これは格差を全国一律とした場合、例をあげてみますと、地方の企業者の方は、労働者、事業者の賃金は高くても支払いができなくなり、最悪の場合は会社が倒産する場

合もあります。一方、平均時給901円で想定しますと、やはり、最低賃金が900円を超える地域の労働者から不満の声が出てくるのではないかと推測されます。

やはり全国一律最低賃金制度の確立は、現時点ではちょっと困難であるのかなど。地域経済の実情にあわせた地域の最低賃金で実施したほうが自然であり、良いと思いますので、この請願事項1、2、3に対しましては反対の意見といたします。以上でございます。

岡部委員長

ほかにありませんか。はい。石嶋委員。

石嶋委員

私もですね、反対意見を述べさせていただきます。

最低賃金849円という金額なのですが、これは最低賃金という指標になると思います。各企業はですね、努力をして人員確保のために、ある程度の金額を上げて募集をしているわけであって、その中でも金額は安くて、地方から労働者が流出してしまうという意見もあるのですが、逆にこれ一律で1,500円になったときには、企業が地域から無くなってしまう可能性もあるじゃないかということも考えられます。

要はですね、最低賃金が上がって一律になった時にはですね、人口の多いところに企業は人員を求めていく、人口の少ないところでは人員確保が難しくなって、企業も成り立たなくなってしまうという可能性も出てくるのかなと考えます。

もちろん労働者の視点から見れば最低賃金が上がって、それが指標となって全体の賃金が上がるというのはすごく良いことだと思うんですが、やはり雇用する側から見ると、やはりそこまで上がってしまうと、今の労働力を確保して、維持できるかという観点から考えると、少し難しいと思いますので、私はこの請願に対して反対させていただきます。

櫻井委員

私も同じように反対とさせていただきます。

生活格差を無くす話なのですけれども、基本的な観点から、最低賃金改善、改革の活動を働きかけるのは、必然な働きというのもあると思いますので、行動に対しての異議はないのですが、賃金の値上げによる雇用者側の負担を考えるとですね、逆に最低賃金時給1,500円といいましたけど、実は私も中小企業いくつかお店とかやっているのですが、まあ1,500円、若い子を結構使わせていただいているのですが、1,500円払うならば私がやるよと思います。そうすると結局、お店が何店舗かあって、1,500円払っていたら、閉めないといけなくなります。というような感じになっていくと思うんですね。もちろん、働いてくれている人の気持ちもわかるのですが、東京や神奈川、茨城、それぞれ最低賃金を統一するというのも、その場所によってやっぱり回転率や人口の割合とかもありますので、全然違ってくるとと思いますので、それを統一するとなるとですね、負の連鎖ではないですが、中小企業がやってけないということで、逆に経済は回っ

ていけないというようなことは考えられます。もちろん生活格差も、何度も言いますが、活動はわかるのですが、実現性を考えるのであれば、1,500円というのは、極端な話かなと私は思います。ですから意見として私は反対させていただきます。

大野委員

私も反対の意見で述べさせていただきます。

この請願趣旨の中に最低賃金が低いままでは、人出不足をますます深刻化させるだけとありますけれども、先ほど、委員がおっしゃったなかで、いろいろな大企業、中小企業などあるなかで、小規模企業が多いなか人を雇えなくなってしまう、雇用が減ってしまう状況が増える、そういう恐れがあるので、逆に深刻化するのではないかと思います。

政府の具体的支援策を拡充するという事は、すべてのこの企業に当てはめることは難しいと思いますので、一見、最低賃金を引き上げることによって、支援策を拡充すればいいんじゃないかって思うかもしれませんが、すべての事業に当てはめることはできないなと思います。なので、地域の格差、茨城と東京等の都会の格差はいたしかたないと思います。人口密度も違いますし、その企業が集中して、また生産性も向上しているということと、また、地方が低いのではなくて、都会は都会の経営者によって賃金が高くなるということが関わってくると思いますので、それを一律1,500円に引き上げるとすることは一気に進められないと思いますし、すべて現実的ではないなと思いますので、反対の意見として述べさせていただきます。

椎塚委員

私も2つの理由で、反対の意見で、請願に対して反対意見を述べさせていただきます。

まず1つ目ですが、今現状の状況ですね、昨日、日銀の黒田総裁が財政出動しましたけれども、その時点で、現在のコロナウイルスの状況を見越していたわけではないでしょうが。経済界が、かなり影響を受けるこの一年の中で、やはりこのタイミングで、ただ単に賃金を上げるっていう部分は、今のタイミングではよろしくないのかなっていう部分がまず1点。

そしてもう1点は、今まで出てるようにですね、やはり全国一律という部分で言いますと、やはり急激に、今、茨城県も最低賃金849円から1,500円っていうことは、急激に上げるということはやはり、今までも何人かの方から出ているように、中小企業にとっては、非常に現実的には、非常に経営的に難しい問題が絡んできます。もちろん労働者的にはもちろん時給が上がるということに関しては、いいことだと思いますけども。ただ、この請願のなかでは含まれない、例えばフリーランスの方も含まれると思いますので、そういう方々はちょっとどういうふうに対応していくのかっていう部分は請願の中では、若干その辺は見過ごされてるのかなっていう部分もあります。そういう意味で、一気に上げるということは逆にデメリットも出てくるということですので、この辺はもう少し慎重に進めていったほうがよろしいのかなというふうに思います。この請願には反対させていただきます。

寺田委員

既に、皆さんから出ているように、最低賃金の引き上げにつきましては、反対するものではありませんが、引き上げ額、引き上げは緩やかにするべきだというふうに思います。時給1,500円とありますが、急激に大幅な引き上げは、現状では、多くの中小、小規模事業者が人件費の負担増に耐え切れずに倒産や社員、アルバイトの削減や解雇をせざるを得なくなってしまうたら、結果的に守らなければならない若年層などに悪影響をおよぼしかねないと思いますので、私もこの請願に反対いたします。

岡部委員長

それではお諮りいたします。

令和2年請願第1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書につきまして、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者はありませんので、令和2年請願第1号は不採択とすることに決しました。

続きまして、議案の審査に入ります。

議案第7号 龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

齊田市民生活部長。

齊田市民生活部長

はい。議案第7号龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について、議案書の20ページ、新旧対照表では13ページになります。ご説明いたします。

成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることに伴いまして、龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体には、登録の資格を規定しております。第2条において、成年被後見人の意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）に、変えるということでございます。これは、意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられませんが、成年被後見人から印鑑登録の申請を受けた場合においては、法定代理人が同行し、かつ成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録ができるようになるものでございます。また、その他今回の改正では住民基本台帳法の合わせました文言の整理と、第2条の改正に伴う不足の削除を合わせて行おうとするものでございます。なお、付則におきましては、この条例は公布の日から施行するものとしてございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

岡部委員長

椎塚委員。

椎塚委員

1点だけお伺いしたいのですが、第2条で「意思能力を有しないもの」というものがあるが「15歳未満の者を除く」と定義が変わっていますが明確な違いは認知症の方とかが対象になってくるという話でしょうか。そこだけ教えてください。

岡部委員長

石塚市民窓口課長。

石塚市民窓口課長

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律改正に伴いということ、基本的に意思能力を見失うということの判断は難しいということであります。

ここで言うところの意思能力ということでは成年被後見人は一応対象としております。

岡部委員長

椎塚委員。

椎塚委員

成年被後見人は大体、精神障がい者っていうのですかね、だと思っんですけども、それ以外のものも想定しているという意味でよろしいですか。

岡部委員長

石塚市民窓口課長。

石塚市民窓口課長

基本的に窓口に来られて、成年被後見人以外の方で意思能力を有していないという判断は窓口では判断が困難なわけなので、ここではやはり成年被後見人も一応対象ということで、条例の改正をしているところです。

岡部委員長

ほかにありませんか。

【なし】

岡部委員長

別にならぬようですので採決いたします。

議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第10号 龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び龍ヶ崎市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号 龍ヶ崎市自転車等駐輪場に係る指定管理者の指定に関する議決事件の変更については関連しておりますので一括して説明を受け、審議を行い、採決は別々に行いたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

執行部から説明願います。齊田市民生活部長。

齊田市民生活部長

はい。まず、議案第10号 龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び龍ヶ崎市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案書の23ページ、参考資料の新旧対照表16ページでございます。

今回、この二つの条例改正案を提案させていただきたいと思いますが、龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例が市民生活部所管でございます。また、龍ヶ崎市駐車場の設置及び管理に関する条例は、都市整備部が所管でございますが、関連しておりますので、私の方から一括してご説明をさせていただきます。

改正の理由につきましては、JR常磐線の佐貫駅から龍ヶ崎市駅への駅名改称に伴いまして、それぞれの条例中の施設の名称を改めようとするものでございます。具体には、龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例では、第2条の表及び別表1の項中で「龍ヶ崎市佐貫駅東駐輪場」を「龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場」に改め、龍ヶ崎市駐車場の設置及び管理に関する条例では第2表及び別表中、「龍ヶ崎市佐貫駅東口広場駐輪場」を「龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東口広場駐輪場」改めようとするものでございます。なお、付則によってこの条例は公布の日から施行するものとしてございます。

続きまして、議案第11号 龍ヶ崎市自転車等、駐車場に係る指定管理者の指定に関する議決事件の変更についてでございます。こちらの議案書の24ページでございます。この議決事件の変更につきましても、JR常磐線佐貫駅の駅名改称に伴うもので指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称を龍ヶ崎市佐貫駅東駐輪場から龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐輪場に変更するため、地方自治法第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、平成30年12月20日に議会の議決を経た指定管理者の指定の変更について、今回議会の議決を求めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

岡部委員長

執行部から説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第10号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。

議案第10号、本案は原案の通り了承することに決しました。

議案第11号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。

議案第11号、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第13号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項について執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

議案第13号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。別冊1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億713万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ265億3,951万1,000円とするほか、継続費の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正を行うものでございます。

続いて7ページをお開きください。第2表の継続費補正の変更でございます。7の商工費のまちなか再生プラン委託業務でございます。まちなか再生プラン策定業務委託の契約額の確定により、先に338万8,000円を減額し、令和元年度の年割額を468万9,000円とするものでございます。

続きまして、第3表繰越明許費補正の追加でございます。総務費の総務管理費、ふるさと龍ヶ崎応援事業でございます。これはふるさと納税の変動費の一部。これは令和2年度の4月以降の発送となる見込みのため、報償費1,303万2,000円を繰越するものでございます。

斉田市民生活部長

繰越明許費補正のふるさと龍ヶ崎応援事業、その下でございます。旧長戸小学校施設管理費でございます。これは境界確定業務の履行につきまして、相続が発生している地権者の境界立ち会い等に不測の日数を要するため、308万円を繰越しようとするものでございます。

宮川産業経済部長

続いて、農業経営基盤強化促進対策事業でございます。これは、強い農業担い手作り創業支援交付金被災農業者支援型の取りまとめに不測の時間を要したことから、1,200万円全額繰り越ししようとするものでございます。

宮本都市整備部長

その下、土木費の道路橋梁費でございます。交通安全施設整備事業、市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業でございます。こちらにつきましては、国の補正予算を活用し実施する事業であり、今年度中の事業の完了が困難であるため、繰越を行うものでございます。

その下、道路維持補修事業でございます。これは、橋梁の長寿命化において学識経験

者の選定、修繕工事については河川協議に時間を要したことに繰越を行うもので、ございます。

その下、都市計画費、都市公園管理費でございます。こちらも国の補正予算を活用し実施する事業のため、本年度中の事業完了が困難であるため、繰越を行うものでございます。

続きまして8ページをお開きください。

第4表債務負担行為補正でございます。市営住宅管理にかかる業務委託契約でございます。市営住宅を来年度から委託するにあたりまして、委託内容で修繕及びブルームクリーニングを委託範囲に含めるということをするため、限度額の補正を行うものでございます。

続きまして9ページお開きください。

齊田市民生活部長

表の一番上、地方債補正の変更でございます。

コミュニティセンター整備事業でございます。これはコミュニティセンター改修にかかる実施設計の部分の減額に伴う限度額の変更でございます。

宮川産業経済部長

続いて、県の土地改良事業です。これは、川原代地区の圃場整備が実施されることから、限度額を2,600万円から2,730万円と変更するものでございます。

宮本都市整備部長

その下、地方道路等整備事業でございます。こちらは社会資本総合整備総合交付金、耐震診断分と耐震改修分は事業費の確定による減額です。

道路橋梁費補助金は道路整備につきましては、国の補正予算を活用するための増額です。

その下、橋梁長寿命化分を橋梁修繕分に振りかえることにより、事業費の確定による減。都市公園整備事業につきましても事業費の確定によるものでございます。

12,13ページをお開きください。

齊田市民生活部長

歳入になります。

まず、1市税でございます。1市税の個人、個人滞納繰越分についてでございます。これら収入実績等により決算見込み等試算し、予算を上回る見込みであることから100万円の増額計上をいたしております。

その下、法人税割現年課税分でございます。これにつきましても決算見込みにより、3,000万円の増額を計上いたしております。

その下、法人滞納繰越分でございます。これは収入実績等により決算見込みを試算し、予算を下回る見込みであることから、400万円の減額計上しております。

続きまして、下の表でございます。

固定資産税の固定資産税償却資産現年課税分でございます。これは収納実績等により、決算見込みの資産を予想しまして、予算を上回る見込みであることから、5,000万円の増額計上いたしております。

続きまして、その下の表でございます。

軽自動車税です。軽自動車税滞納繰越分でございます。これは収納実績等に決算見込みを試算し、予算を下回る見込みであることから1,500万円の減額計上いたしております。

14、15ページをお開きください。

一番上の表です。

14使用料及び手数料、総務手数料の市税督促手数料でございます。収納実績等によりまして、決算見込みを試算し、予算を下回る見込みであることから50万円の減額計上いたしております。

続きまして、その下ですね、15国庫支出金、総務費国庫補助金の個人番号カード交付事業費でございます。これは、地方公共団体情報システム機構への負担金に対する国負担分10分の10ですから、請求額の確定に伴いまして299万2,000円の増額補正を出そうとするものです。この後、歳出の方の住民記録証明事務費におきましても同額の交付金で計上いたしております。

宮本都市整備部長

続きましてその下、土木費国庫補助金でございます。土木費管理費補助金でございます。社会資本整備総合交付金という耐震診断分及び耐震改修分につきましては、事業費の確定による減額でございます。

その下、道路橋梁費補助金でございます。こちらは道路整備分につきましては、国の補正予算を活用するための増額です。

その下の橋梁長寿命化分を橋梁修繕分に振り替えたことにより、振替を行うこととしたものでございます。

その下、社会資本整備総合交付金の交通安全施設分です。これも国の補正予算を活用するためのものでございます。

その下、都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金公園整備分です。こちらも国の補正予算を活用するためのものでございます。

宮川産業経済部長

一番下になります。産地緊急支援事業費です。これは、令和元年8月以降の台風の影響、龍ヶ崎市では、台風21号でございますが、これにより、稲わらが圃場に流入、蓄積されたことに伴い、この稲わらの撤去及び処分につきまして国の産地緊急支援事業を活用するもので200万円を増額するものでございます。補助率は10分の10でございます。

次のページをお願いいたします。県支出金でございます。農業費補助金です。7番の農業次世代人材投資事業費並びにその下、機構集積協力金交付事業費、それから経営体

育成支援事業費、農地耕作条件改善事業費、これは事業費の確定により減額するものがございます。

その下、18強い農業・担い手づくり総合支援事業費（被災農業者支援型）につきましては、令和元年度台風15号及び19号により農業被害を受けた農業経営者が農業経営を実施していくために必要な農業施設機械等の再建、修繕及び撤去、これらにかかる費用を支援するための国庫事業でございます。今回、台風15号及び19号に合わせて、33の形態から総事業費1,200万円分の助成要望があり、国・県分といたしまして991万7,000円を計上しております。

その下、19儲かる産地支援事業費です。これにつきましては、茨城県の主要品目の拡大や品質生産性向上を図ることを目的に、高品質な農産物を安定的に供給するためにも必要な機械施設等の設備を支援するものがございます。県の単独事業で補助率は3分の1以内となっております。今回、水稻主体に取り組んでおる法人から、トラクター、ロータリー、ドライブハロー各1台の要望があったことから、305万8,000円の増額するものがございます。

その下、身近なみどり整備推進事業費は事業確定により減額をするものがございます。
宮本都市整備部長

その下、土木管理費補助金です。木造住宅耐震診断費でございます。こちらにつきましても、事業費の確定に伴う減額でございます。

宮川産業経済部長

一番下の寄附金でございます。ふるさと龍ヶ崎応援寄附金です。これは当初予算の1億5,130万に対しまして決算見込みが1億6,774万円と算出したことから1,644万円を増額するものがございます。

次ページをお願いいたします。

続いて、基金繰入金のみらい育成基金繰入金です。これは、今年度の12月末現在のふるさと龍ヶ崎応援寄附金の申し込み者の方の寄付の目的としまして、その他市長が必要と認める事業、それから常磐線佐貫駅駅名改称事業を希望された寄付金額の4,973万円。これを駅名改称事業費に充当するために計上したものがございます。

続いて、8農業振興基金繰入金です。農業振興基金、これはウルグアイ・ラウンド合意に基づきまして、ソフト事業に使うという目的で交付税が阻止されました。総額1億円でございます。平成2年3月から農業振興基金として積み立てをしたものがございます。今回、豊作村のイベント、秋の収穫祭へ基金から充当するため、37万2,000円を増額するものです。これによりまして、この農業振興基金は枯渇することになり、基金は廃止となるものがございます。

続いて、11の森林環境譲与税基金繰入金です。これは、茨城県が中心となりまして、県南の市町村や林業事業者などが作成した林業にかかる地図や台帳情報を効率的に活用することを目的とする森林クラウドシステムの市町村の負担金でございます。

5万円を増額するものでございます。

齊田市民生活部長

一つとびまして、21諸収入、延滞金の市税延滞金でございます。これは収納実績等により決算見込みを試算し、予算を下回る見込みであることから、1,500万円の減額計上いたしましたところでございます。

宮本都市整備部長

続いて、雑入になります。雑草除去受託料です。これは、雑草除去の受託面積が当初の計画より2万1,000平方メートル減少する見込みとなったことから、231万円を減額するものでございます。

齊田市民生活部長

続きまして、22市債、総務費債のコミュニティセンター整備事業債でございます。これは、コミュニティセンター改修工事にかかわります実施設計業務の完了に伴いまして150万円の減額計上いたしております。

宮川産業経済部長

その下です。県営土地改良事業債です。令和元年度から令和6年度におきまして、川原代地区の経営体育成基盤整備に関する事業で、農業の担い手育成を主眼として、農地の改革化や経営拡大を計画する農業形態へ農地集積など、農業構造の変化に対応可能な圃場形態の実現を目指すものでございます。今回、事業部から早期加入を目指すことから国・県より予算の追加配分があったことから130万円の増額するものです。

宮本都市整備部長

その下、地方道路等整備事業債でございます。こちらは佐貫3号線、国の補正予算を活用して整備分5,000万円を追加し、市道3-309号線、こちらは長戸小学校の境界確定が未定ということで、その分、890万円の減額をして4,110万円の総額としております。

その下、都市公園整備事業債です。これも国の補正予算を活用し実施する設置工事1,700万円を追加し、令和元年度実施の工事完了分60万円を減額するものでございます。以上で歳入の説明は終わりでございます。

続きまして、20、21ページをお開きください。

宮川産業経済部長

歳出になります。中ほどの地域振興費の中のふるさと龍ヶ崎応援事業です。

これは歳入でもお示ししました寄附額が増額になることから、クレジット決済時の手数料やポータルサイト事業者への委託料を増額するものです。

齊田市民生活部長

続いてその下、コミュニティバス運行事業の22補償、補填及び賠償金の補償金でございます。これは、コミュニティバスの運行経費及び運賃収入の決算見込みから補償金に不足が生じることから984万1,000円の増額計上いたしましたものでございます。

続いてその下、コミュニティセンター費のコミュニティセンター管理費、13委託料で

ございます。これは、龍ヶ崎西コミュニティセンター他トイレ改修工事、駒柴コミュニティセンター駐車場整備工事、駒馬台コミュニティセンター空調機更新工事、それぞれの実施設業務の完了に伴いまして279万9,000円の減額計上いたしております。

続いてその下、交通安全対策費の需用費でございます。これは、カーブミラー等の今後の修繕見込みなどから、増えなく100万円の減額計上いたしております。

宮川産業経済部長

その下、みらい育成基金費です。こちらも歳入でお示ししました通り、基本見込み額が1,644万円増額になることから債務も合わせて増額をするものでございます。

齊田市民生活部長

一番下、総務費の戸籍住民基本台帳費の住民記録等証明事務費の負担金、補助及び交付金でございます。そのうちの交付金、地方公共団体情報システム機構でございます。これは、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの作成等の事務を地方公共団体情報システム機構に依頼していることから、その負担額の確定に伴いまして299万2,000円の増額計上いたしております。

28、29ページをお開きください。

宮川産業経済部長

中ほどの環境衛生費でございます。雑草等除去についてでございます。事業確定に伴う減額でございます。

その下の斎場管理運営費です。これは斎場照明LED化工事を予定しておりましたが、今年度の実施は見送ることとしましたことから、工事費全額504万3,000円を減額するものです。

続いて塵芥処理費です。これは市指定のごみ袋の製造決算見込みの確定による減額でございます。

続いて上水道費の茨城県南水道企業団負担金4万2,000円です。これは企業団職員の児童手当に要する経費これが不足したことにより増額するものです。

次のページをお願いいたします。農林水産業費の農業振興事業は補助額の確定による減額でございます。

続いて、農業経営基盤強化対策事業です。報償費につきましては決算見込みに伴い減額するものです。補助金の農業次世代人材投資事業、機構集積協力金、経営体育成支援事業、新規就農者経営支援事業につきましては決算見込みに伴い減額をするものです。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）は、令和元年度台風15号及び19号により農業被害を受けた農業経営者が、農業経営を維持していくために必要な農業施設機械等、本市は農業用ハウスのみとなっておりますが、これの再建、修繕及び撤去にかかる費用を支援する国庫補助事業でございます。今回は、台風15号・19号あわせまして33経営体から助成要望があったことから総額1,200万円を増額するものです。

続いて、産地緊急支援事業の200万円です。これは、令和元年8月以降の台風の影響

で本市では台風21号の影響により、稲わらが圃場に流入または蓄積されたことに伴い、この稲わらの撤去及び処分について国の産地緊急支援事業を活用するものです。この事業は国の補助事業で補助率10分の10となっております。

儲かる産地支援事業の305万8,000円です。これは茨城県の主要品目の拡大や品質生産性向上を図ることを目的とし、高品質な農産物を安定的に供給するために必要な機械施設等の設備を支援するものです。県の単独事業で補助率3分の1となっております。今回、水稻主体に取り組んでいる法人からトラクター、ロータリー、ドライブハロー各1台に要望があったことから計上するものです。

続いて、農地費の土地改良助成事業です。これは実績に伴い減額するものです。

その下、土地改良整備事業の58万1,000円の増です。土地改良施工予定地区計画調査費（大塚上区）につきましては、事業費確定に伴い減額するものです。

経営体育成基盤整備（川原代地区）につきましては、事業効果の早期完了を目指すことから、国・県より予算の追加配分があったことから、225万円を増額するものです。

続いて、牛久沼土地改良区農業排水路管理費です。これは事業費の確定に伴い減額するものです。

その下、水田営農活性化対策費の生産調整推進対策事業、加工用米集荷促進事業につきましても、実績見込みの確定に伴い減額するものです。

その下、農林水産業費の林業振興費の身近なみどり整備事業につきましては下草刈及び樹木伐採につきましては実績見込み確定に伴い減額をするものです。

33ページをお願いします。続いて商工費になります。

商工事務費です。これにつきましては、コミュニティビジネス等起業者支援のための補助金でございます。今年度につきましては、相談が1件あったものの交付決定には至らなかったことから減額するものです。

その下、商工業振興費です。工業団地拡張事業特別会計繰出金です。これは、特別会計での事業費に係る財政調整の5万7,000円及び給与費にかかる人件費で児童手当不足による32万円、合わせて37万7,000円を繰り出すものです。

その下、市街地活性化対策費です。まちなか再生プラン策定に係る契約先に338万8,000円減額するものでございます。

宮本都市整備部長

続きまして、土木費、建築指導費でございます。

建築士の住宅・建築物耐震改修促進事業です。負担金、補助及び交付金の補助金、無償期間満了で事業の対象となる申請がなかったことによる減額でございます。

その下、土木費、道路橋梁総務費でございます。道路管理事務費は、道路照明等の光熱費が不足する見込みでございまして、委託料の道路台帳補正が事業費の確定により、減額する予定でございましたので、そちらを需要費の方へ繰入したものでございます。

続きましてその下、道路維持費でございます。道路維持費の交通安全施設整備事業、

工事請負費です。これは、未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全対策に対する国、国庫補助金で国の補正予算を活用するものです。こちらの事業につきましては単年度限りということでございます。

その下、道路改良費で市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業でございます。国の補正予算を活用し令和2年度に予定していましたが、橋梁設計補償調査に係る委託料と土地購入費と補償金の算定として合わせて1億円の増額をするものでございます。

その下、3-113号線整備事業でこちらにつきましては、業務確定に伴う減額でございます。

その下、3-309号線整備事業です。委託料を計上いたしましたが、旧長戸小学校敷地の筆界未定の解消に不足の日数を要しており、今年度の中の予算執行が見込めないことから減額を行うものでございます。

34、35ページお開きください。

公共下水道事業特別会計繰出金に特別会計の補正に特別会計の補正により、霞ヶ浦流域下水道維持管理費の総額等の財源に充てるための増額でございます。

その下、都市公園管理費です。これは、都市公園に係る国の補正予算を活用するための総額と遊具設置工事について、補助採択の優位性を考慮し、令和2年度分の前倒しとして計上しているものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

岡部委員長

山崎委員。

山崎委員

それでは別冊7ページ。第3表繰越明許費補正について、農業経営基盤強化促進対策事業についてお聞きいたします。この事業は、昨年台風15号及び19号の影響による農業資材等が損壊したことに伴い、その再建と撤去等に対する国の支援措置でございます。この農業経営基盤強化促進対策事業が繰越明許費になっておりますが、その理由についてお聞きいたします。また、農家の方の補助金はいつ頃支払われるのかお聞きいたします。

岡部委員長

菅沼農業政策課長。

菅沼農業政策課長

農業経営基盤強化促進対策事業についてでございます。昨年の台風15号及び19号の影響で市内の農業施設が損壊するなど、多くの農業被害を受けたところでございます。このため、農業再建に向けこの支援事業を要望する33経営体の方々がおりますが、関東地方全体的に被害をもたらした非常に大きな台風被害であったため、事業実施計画の策定

にあたり、施工業者の人員不足などにより、見積りも取れない状況であり、いまだに人員不足と材料不足により、工事着工できない農業経営者の方もいらっしゃいます。このような不測の時間を要したため、次年度への繰越をするものでございます。

また、農家への補助金の支払いにつきましては、今議会で補正予算の議決と被害を受けた経営体の方々の再建修繕工事終了後、速やかに補助金の支払い等の手続きを行いたいと思っております。

岡部委員長

山崎委員。

山崎委員

是非とも早急によりしくお願いしたいと思います。よろしいでしょうか、ひきつづき。

次に、別冊31ページ中段になります。その中で産地緊急支援事業についてお聞きいたします。この事業は12月の議会では、油原議員の一般質問、そして今回の3月議会では金剛寺議員の質疑で台風21号の影響により、圃場に稲わらが流入・堆積したことに伴い、その撤去等に対する国の支援措置であることは理解いたしております、そこで今回のように台風などの自然災害による、突発的な支援措置について、国の動向と併せまして、市はどのように取り組んでいたのかについてお聞きします。また、農家の方に補助金はいつ頃に支払われるのでしょうか。

岡部委員長

菅沼農業政策課長。

菅沼農業政策課長

産地緊急支援事業についてでございます。昨年の10月25日の台風21号の影響で市内の宮渚町や塗戸町などの農地の一部に大量の稲わらが流入・堆積されたところです。

国においては、台風21号と併せて、台風15号、19号による被害の支援措置として令和元年8月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業実施要領を10月31日に施行したところでございます。

市は、茨城県が11月7日に開催した説明会に出席し、11日には認定農業者、農業委員及び推進委員認定新規就農者の121名へ台風21号による被害状況報告の通知文を発送するとともに、市ホームページにも掲載し産地緊急支援事業の周知を図ったところでございます。その後、13名の農家の方から被害報告があり、被害状況の確認と併せて、稲わらの撤去の有無などについて意向調査を行いました。その結果、9名の農家の方が稲わらの撤去・処分を行う予定であることから、稲わらの撤去・処分量の取りまとめを行い、1月15日に産地緊急支援事業の承認計画書を関東農政局に提出したところでございます。

最後になりますが、農家の方への補助金の支払いにつきまして今議会での補正予算と補正予算議決と国から承認計画書の承認を受けた後、速やかに補助金の支払い手続きを進めようと思っております。ちなみに今月中には支払いを行う方向で進めて参ります。

岡部委員長

山崎委員。

山崎委員

はい、わかりました。速やかによろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

岡部委員長

ほかにありませんか。

椎塚委員。

椎塚委員

はい、2点ほどお伺いします。21ページの真ん中辺、ふるさと龍ヶ崎応援事業、あと29ページで真ん中より下の環境衛生対策費で雑草等除去関連してないように思うんですが、これ、じつはホームページというかSNSでちょっと見たんですが、ふるさと納税の返礼品として、土浦市で、空き家対策も兼ねて、見回りをするのを返礼品としてやってる。効果を私もまだ検証してないのでわからないんですが、例えば空き家の雑草とかを見回りに行くとか、お墓の見回りに行くというようなことをやっているんですが、取り組みとしては非常に面白い取り組みかなっていうふうに見てるんですけども、見回りに行くだけで、雑草の除去はもちろん別途また費用をもらうんですけど、そういう取り組みがあるんですけど、その見解をちょっとお伺いしたいなと思ひまして。

岡部委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

ふるさと納税の部分につきましては、近年色々と研究しておりますので、いま椎塚委員おっしゃったようなことについてもさらに検討して参りたいと思っております。

岡部委員長

椎塚委員。

椎塚委員

空き家対策にもなるし、例えば今、たまたま補正予算で雑草の除去が減額で出てるんですけど、こういう部分においてもスムーズに早期に発見できて早期にこう解決できるようなこともあり得るかもしれませんので、土浦市の状況を確認していただいて、使えそうであるならば利用していただければよいと思ひまして、意見とさせていただきます。

岡部委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

こちらの雑草の状況につきましては、空き地に繁茂する条例に基づく業務の受託というところでございまして、今のところ空き地に限定した受託というところだけお伝えします。

岡部委員長

椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。調査研究していただいて、土浦市の状況など確認していただければと思います。

続いて、真ん中辺ですね。その下です。コミュニティバスの運行事業の補償金で984万1,000円と出てるんですけども、予算の中でも、運賃収入がちょっと伸びてないっていうご説明をいただいてたところですが、見込みで3,800万円程度かなっていうところではありますけども、当初の再編前の見積りでは確か5,000万円程度を見込んでいたようなお話だったと記憶しているんですけど、来年度予算で1億6,000万円ぐらい、コミュニティバスの補償という形で見込んでいますが、この状況だと運営していくのがなかなか大変なのか。継続していくっていう意味で、このまま続けてくという、大変だと思うんですけど対策というか何かお考えがあるのか、お伺いします。

岡部委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

再編をしてまだ半年ということちょっと慣れてない部分があるかと思いますが、まずあの当然ですけど、これまで同様にホームページとか広報紙などで十分な周知を図る、またあとイベントなどの主催者側にもお願いしてですね、コミュニティバスの利用を流すっていうのはこれが基本になります。

また、特質した取り組みとしては何点かございまして、まずあの、やはり利用者が少ない八原線、長戸線なんかは今まで一本である程度行けたものが、もういけなくなったということで、乗り継ぎを基本に組んでおりますので、その乗り継ぎがわかりづらいというものもあるのかなと思ひまして、今、検討しているというか策定中ですが、コミュニティセンターから利用者が多い済生会病院ですとか、サプラ、竜ヶ崎駅といった主要施設までの乗り継ぎ方法をわかりやすくしまして、マイバスレシピと呼んでいますけども、カードサイズで作成しまして、各コミュニティセンターにそちらの方を設置して参りたいと考えております。

それが1点と、予算審査特別委員会の方でもお話しさせていただきました、バスを待つまでの間、快適に過ごせるようなバス停近くの店舗とか施設に協力をいただいて「まてまて」と称して、施設内で待たせていただくようなサービスをこの2月からやっておりますので、そういった施設の使用の周知を図って参りたいというふうに考えております。

また、もう間もなくですけども、3月の市内の高校の入学説明会がございまして、そちらの入学説明会の資料の中に通学定期券の周知の資料も同封させていただいております。そういったことで、学生の利用が見込めるのかなと思っております。

また、今回の予算にも計上させていただいておりますけども、デジタルサイネージを市役所1階のホールにも設置して参りますので、バスに乗らない来庁者にも結構バス走っているんだなという意識も持っていただけるのかなということで今度乗ってみようかなということも期待しているところでございます。

最後にですね、バスルートややっぱりこれ、コミュニティバスについて生き物っていうか、常にいろいろ利用者の声を聞きながら検討をしなくちゃいけないものと思いますので、利用者の声を聞きながら少しずつ改善できることはダイヤなりルートなりを見直していくことも必要かなというふうに考えております。

岡部委員長

椎塚委員。

椎塚委員

ありがとうございます。色々取り組みをされているということで安心しましたが、まだ、継続していくための努力というのは日々当然必要だと思いますので、小さいことを積み重ねて行くしかありません。一気に改善するということはありません。引き続き努力をお願いしたいと思います。

龍ヶ崎市LINEを開設しまして、その中にはコミュニティバスは何でしたっけ、何システムでしたっけ、あれも非常に利用しやすくなり、なんていうシステムでしたっけ。コミュニティバスロケーションシステム。なかなか利用しやすい、いいのかなっていうふうに思っていますので、引き続き、本当に継続していくためにいろんな形で努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

岡部委員長

ほかにありませんか。

【なし】

岡部委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第13号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第15号 令和元年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

別冊61ページをお開きください。議案第15号 令和元年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

これは、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ623万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億2,455万4,000円とするほか、継続費、繰越明許費、地方債について補正を行うものでございます。

64ページをお開きください。

一番上、継続費補正でございます。これは、地蔵後中継ポンプ場改築事業について、総額を契約額に合わせて9,000万円から5,632万円にするとともに、国庫補助の採択状況などを勘案し、年割額を調整するものでございます。

次に、第3表の繰越明許費でございます。これは、近隣の霞ヶ浦常南流域下水道の処理場の改修工事の年度内完了が困難であるという通知を県から受けまして、繰越明許費に3,227万4,000円を設定するものでございます。

次に、第4表地方債補正です。これは、公共下水道事業及び流域下水道事業について、事務処理市負担額の確定に伴い、併せて2,980万円を減額するものでございます。

次に67ページ、歳入でございます。

はじめに、下水道使用料の下水道使用料現年賦課分でございます。今年度の状況及び平成30年度の実績を踏まえ、使用料を試算した結果、790万円を減額しております。なお、この補正により下水道使用料現年賦課分の予算現額は11億5,016万9,000円となります。

次に、一般会計繰入金の公共下水道事業費等繰入金です。霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費の増額などの財源にあてるため、2,368万7,000円を増額するものでございます。

次に、基金繰入金の流域下水道基金繰入金でございます。広域の会計の移行に伴いまして、今回の定例会に提案しております、龍ヶ崎市基金設置条例の一部を改正する条例により流域下水道基金を廃止し、その全額を繰り入れるものでございます。なお、この財源は引き継ぎ金として令和2年度の下水道事業会計に移行し、決算の際に龍ヶ崎市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に定める、減債積立金への積立を想定しております。

次の市債でございます。第4表地方債補正でございます。69ページをお開きください。職員給与費、所管でございます。

下水道使用料等徴収事務費です。使用料の件数の増加により県南水道企業団徴収取扱事務費の108万2,000円増額するものでございます。

次に、流域下水道管理費は今年度の申告汚水量が当初予算編成時の想定を上回り、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費の不足が見込まれることから、2,435万円を増額するものでございます。

次に、公共下水道整備事業です。これは、実施設計業務委託、工事がともに完了いたしましたことにより、合計1,047万7,000円を減額するものでございます。

次に、公共下水道改築等事業は地蔵後中継ポンプ場改築工事の契約締結や人孔鉄蓋交換工事の完了により、不用額を見込み合計1,214万5,000円の減額をするものでござい

す。

続きまして、流域下水道整備事業は県事業の霞ヶ浦常南流域下水道整備事業に係る市町村負担金の確定により、904万3,000円を減額するものでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

ないようですので採決いたします。

議案第15号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第17号 令和元年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第3号）について執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

議案第17号 令和元年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第3号）でございます。別冊の85ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,022万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,599万円とするものでございます。その他継続費の補正、地方債の補正をするものでございます。

続きまして、88ページをお開きください。第2表でございます。継続費の補正です。これにつきましては、埋蔵文化財発掘調査業務委託が確定したことから、令和元年度の年割額を464万8,000円とするものでございます。

第3表でございます。地方債補正です。これは、本年度の工業団地整備に係る事業費が1億5,060万円の減額となったことから、令和元年度の限度額を3億4,170万円とするものでございます。

続きまして、90、91ページをお願いいたします。

歳入でございます。一般会計繰入金、工業団地拡張事業費等繰入金です。事業費等繰入金におきまして、歳入歳出差引の不足分5万7,000円を増額するものでございます。

続いて、2の工業団地拡張事業職員給与費繰入金です。これは、人件費に係る児童手当の不足により、職員給与費繰入金32万円を増額するものです。

続いて、4の市債です。工業団地整備事業債です。造成工事の確定見込み1億5,000万円及び事業業務委託発掘調査19万1,000円、不動産鑑定で33万1,000円、補償費2万1,000円、繰入金5万7,000円の確定により、1億5,060万円を減額するものです。

続きまして、歳出です。職員給与費（工業団地整備）、32万円の増です。これは、人件費にかかる児童手当が不足したため、32万円増額するものです。

続いて、工業団地整備事業でございます。これは、それぞれ委託料、工事請負費、補償費、それぞれの事業の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

特にないようですので採決いたします。

議案第17号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）所管事項について）、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）は関連しておりますので、一括して説明を受け審議を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは執行部から説明願ひします。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号））についてです。議案書30ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったもので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

続きまして、議案書別冊97ページをお開きください。これは既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ805万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ259億3,238万1,000円とするものでございます。

続いて100、101ページお願いいたします。歳入でございます。

諸収入の雑入の19番、市民総合賠償補償保険金でございます。これは、令和元年9月9日に接近、通過いたしました台風15号の暴風により、龍ヶ崎市職業訓練共同施設の屋

根が周辺に飛散したことにより、近隣の家屋及び車両などに被害を訴えたことに対する補償金 6 件分805万6,000円について全国市長会で契約しております、市民総合賠償補償保険の支払いを保険会社に請求するものでございます。

続きまして、歳出です。

労働事務費の補償、補填及び賠償金の805万6,000円です。これは、同様に令和元年9月9日に接近、通過した台風19号の暴風により、龍ヶ崎市職業訓練共同施設の屋根が周辺に飛散したことにより、近隣の家屋及び車両等に損害を与えたことに対する賠償金として6件分805万6,000円を計上したものでございます。

続きまして、報告第5号から報告第15号までの各号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。関連しておりますので一括して説明をさせていただきたいと思います。

議案書の37ページから40ページをお開きください。参考資料につきましては4ページ及び5ページとなっております。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、及び報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）でございます。これは、令和元年9月9日未明、龍ヶ崎市4274番地の2の職業訓練共同施設の屋根が強風により破損し、飛散した当該屋根の一部が龍ヶ崎市に所在する法人Aが所有する龍ヶ崎市4496番地23の倉庫に衝突し、当該倉庫の屋根、外壁、窓ガラスなどを破損させるとともに、当該破損部分から雨水が浸入したことにより、同法人より関連法人Bが所有する倉庫内の備品等に損害を与えた事故につきまして、過失割合、市100%。相手方への損害賠償額を522万7,508円、相手方Bへの損害賠償額を24万8,732円と決定し、和解が成立したものでございます。

続きまして、議案書の41、42ページをお開きください。参考資料は6ページでございます。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）でございます。これは同様に、飛散した職業訓令共同施設の屋根の一部により龍ヶ崎市に在住の方の所有する、4496番地25の住宅及び同敷地内に駐車中の普通乗用車に衝突し、当該住宅の屋根及び雨どいを破損させるとともに、普通乗用車のトランクパネル、リアバンパーを破損させた事故につきまして、過失割合、市100%、相手方への賠償額を218万2,193円と決定し、和解が成立したものでございます。

続いて、議案書の43、44ページをお開きください。参考資料は7ページでございます。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）です。これは、同様に飛散した職業訓練共同施設の屋根の一部により、龍ヶ崎市に在住の方が所有する龍ヶ崎市4496番地住宅に衝突し、当該住宅の屋根瓦、雨どい等を破損させた事故について過失割合、市100%。相手方への損害賠償額27万7,684円と決定し和解が

成立したものです。

続きまして、議案書の45、46ページをお開きください。参考資料8ページとなります。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）です。これは、同様に飛散した職員訓練共同施設の屋根の一部により龍ヶ崎市4496番33に駐車中の龍ヶ崎市在住の方が所有する軽乗用車に衝突し、当該軽乗用車を破損させた事故として、市過失割合100%、相手方への損害賠償額4万4,000円と決定し和解が成立したものです。

続きまして、議案書47、48ページをお開きください。参考資料は9ページとなります。

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）です。これは、同様に飛散した職業訓練共同施設の屋根の一部により、龍ヶ崎市在住の方が所有する、龍ヶ崎市4496番35の住宅に衝突し、当該住宅の雨樋及び窓ガラスを破損させた事故について、過失割合、市100%、相手方への損害賠償額7万5,000円とし、和解が成立したものでございます。

以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山崎委員。

山崎委員

この報告第5号から10号でございしますが、この賠償の内容と、賠償に至った経緯について教えていただけませんか。

岡部委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

報告第5号から第10号までの内容でございしますが、先ほど説明ありましたように昨年の9月9日の台風15号により職業訓練共同施設の屋根が飛散して、近隣の住宅及び車に被害、損害を与えた賠償金でございします。

その内容でございしますが、4人の個人と2つの法人の賠償で家屋修繕4件車輛の修繕の4件。事業用備品の再取得費が2件となっております。足すと合わないですが、人によっては家屋と車輛とか、家屋と事業資産ということもございしますので合計は合わないようになります。

続いて、賠償に当たった経緯でございしますが、職業訓練共同施設は市の所有となっております。認定職業訓練校を運営しております職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会が使用していることとございします。今回に件につきましては、台風被害であることや、建物を使用貸借していることなどから法律的な考え方を整理するために弁護士の方の方に相談を行ったところでございします。この結果としまして、本市といたしましては、与えた損害に対する原状回復に伴う費用を賠償することとし、弁護士の先生と

補償行為に係る任意交渉に関する契約を結びまして、交渉を重ねて参りまして、賠償を
求める被害者と和解できる条件が整いましたので、今回専決処分ということでしたもの
でございます。

以上でございます。

岡部委員長

山崎委員。

山崎委員

これは、市の所有ということで、弁護士の先生と協議した結果、棄却になりますので、
損害賠償したということで大変お疲れさまでございました。

報告の一部についての総括、市民の一般会計の補正予算は、今の宮川部長の答弁によ
く補償金ということでわかりましたので、これは結構です。

以上でございます。

岡部委員長

椎塚委員。

椎塚委員

ちょっと1点だけ、今のに関連してなんですけども、職業訓練校の台風による被害な
んですが、これ現状すべて和解済みですか、近隣の住民の皆さんの状況もちょっと教え
てください。

岡部委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

今回ですべて和解ということで理解して結構だと思います。

以上です。

岡部委員長

ほかにありませんか。

【なし】

岡部委員長

ないようですので採決いたします。

報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

報告第5号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

報告第6号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。
報告第7号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。
報告第8号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。
報告第9号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。
報告第10号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。
続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関すること
について）執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）で
ございます。議案書の33、34ページをお開きください。参考資料については2ページと
なります。これは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったもの
で同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

これは、令和元年5月7日午前9時50分頃、龍ヶ崎市姫宮町19番地3地先の市道の第
6-196号線において、丁字路を右折して道路に侵入した公用車が道を誤ったため停止
し後退したところ、後方で停止していた市内在住の方が運転する軽乗用車に衝突し当該
軽乗用車を破損させるとともに、運転者に頸椎捻挫、腰椎捻挫、認定間接捻挫を負わせ
た事故のうち、人身損害部分に係る損害賠償額の決定及び和解について、市の過失割合
100%相当分の損害賠償額を176万3,820円と決定し、和解が成立したものでございます。

以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

岡部委員長

別がないようですので採決いたします。

報告第3号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【なし】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。